

岩手県告示第320号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川北上川水系盛岡東圏域に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、紫波町役場及び矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成26年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也